

# 情報の共有による 開かれた町政をめざして

4月1日

## 情報公開制度 個人情報保護制度

### スタート

## 情報公開制度

町が保有する情報を町民の皆さんが必要なきに確認することができる権利を条例によって保障する制度です。

情報公開を請求できる人は？

羽幌町民に限らずどなたでも、請求することができます。

公開の対象となる文書(情報)は？

原則として平成15年4月1日以後に町の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面などで、事務処理手続きが終わり、町の機関が管理しているものが対象になります。

公開請求の方法は？

役場の総務課が、担当窓口です。公開を請求する人は、所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。電話または口頭での請求は認められません。また担当窓口では、この制度の案内や相談なども行なっています。

公開請求の費用は？

公文書の閲覧や視聴は無料ですが、写しの交付や郵送に要する費用は、実費相当額が必要になります。

公開・非公開の決定は？

公開できるかどうかは、請求書を受理した日から原則15日以内に決定し、文書でお知らせします。公開の場合は公開の日時、場所などを、非公開の場合は、その理由をお知らせします。

非公開の決定に不服があるときは？

不服申立てをすることができません。決定を知った日の翌日から60日以内に申立書を提出してください。不服申立てがあった場合は、「羽幌町情報公開・個人情報保護審査会」で決定の適合性について審査し、その答申を尊重して、改めて決定を行います。

公開できない情報は？

町の機関が保有する情報はすべて公開することが原則ですが、個人情報や公共の利益を損なうおそれのある情報が含まれる場合には公開できないことがあります。

# 個人情報保護制度

町が保有する個人情報の適切な取扱いについて具体的なルールを定めるとともに、個人情報の公開などを請求する権利を条例によって保障する制度です。

## 個人情報とは？

住所、氏名、生年月日や職業、収入など特定の個人が識別できる情報のことです。

## 町民の権利は？

町の機関が保有している自分の情報を確認したり、事実と違う場合は訂正を求めることができます。また自分の情報が不適切に取り扱われていると認められるときは、取扱いを改めるよう申し出ることができます。

## 町の守るべき義務は？

個人情報を取扱う事務の目的を明らかにし、事務を開始するときは、個人情報取扱事務登録簿に登録します。登録簿は担当窓口で自由に閲覧することができます。

個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや、法令等の定めがあるときを除き、原則として本人から直接収集します。

て取扱う目的以外の利用や提供はしません。

個人情報は正確で最新のものを保ち、必要がなくなった個人情報は速やかに破棄または消去します。

## 自分の情報を確認したいときは？

担当窓口（役場総務課）においてください。自分のどのような情報が見たいのか（間違っているのか）を示して、公開または訂正の請求をしてください。

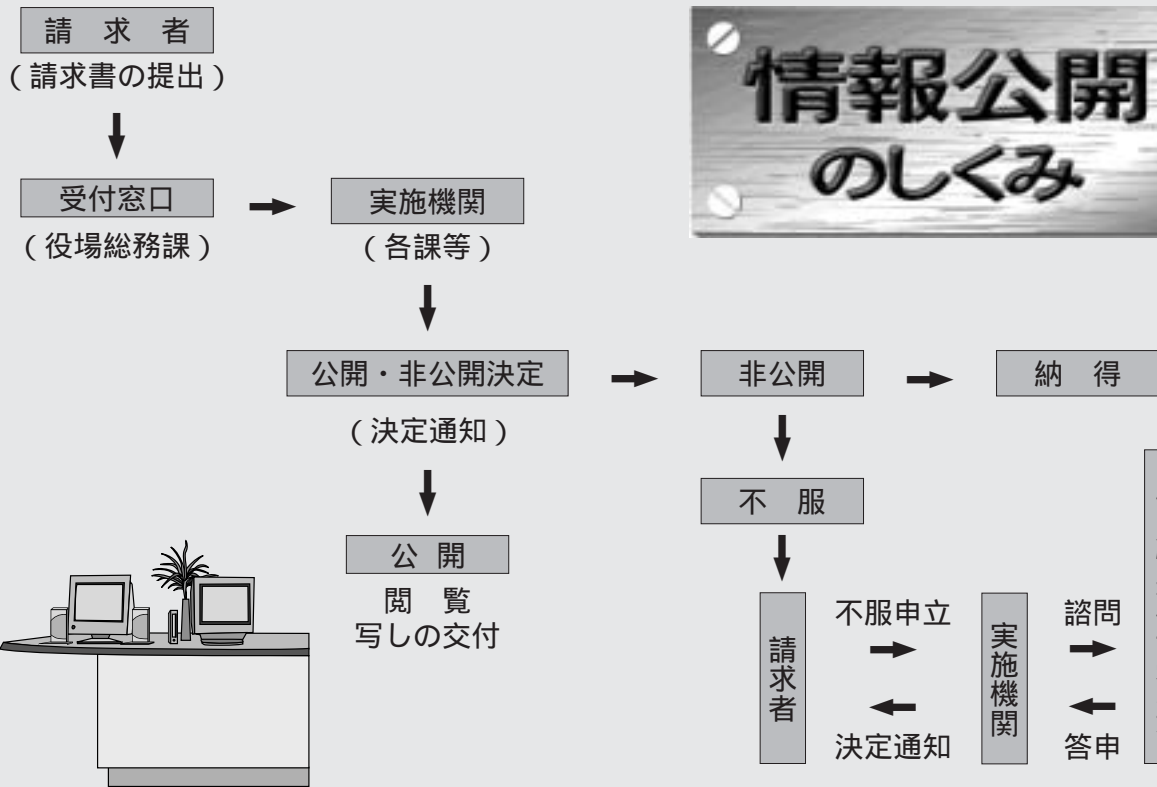
なお、請求の受付の際に免許証身分証明書などにより本人または法定代理人であることを確認させていただきます。

## 公開または訂正の決定は？

原則として、公開は15日以内に、訂正は30日以内に決定し、お知らせします。

## 決定に不服があるときは？

情報公開と同様に、不服申立てができます。



羽幌町情報公開・個人情報保護審査会

問合せ先 総務課情報管理係 ( ☎ 2 1211 内線214 )